

電柱敷地料支払いにおける不適正な業務処理について

平成25年11月19日
北陸電力株式会社

本年10月下旬に、富山支店管内の方から、電柱敷地料が支払われていないとお申し出があったことから、社内にて、事実関係の調査を進めてまいりました。

調査の結果、平成22年7月から平成25年6月の間、電柱敷地料の支払い業務を担当していた当社富山支店の社員が、一部の業務処理を怠っていたため、土地所有者様に電柱敷地料が支払われていなかったことが判明いたしました。関係する方々にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

適正に処理が行われず、電柱敷地料が支払われていなかったのは、206件、約229万円となります。今後、速やかに適正な業務処理を行い、当該の土地所有者の方々にお詫びをするとともに、電柱敷地料をお支払いしてまいります。

当社としては、今後、同様の事象が発生しないよう、適正な業務処理に努め、再発防止の徹底を図ってまいります。

< 適正に業務処理が行われなかった対象 >

・所有者変更に関する入力処理を怠っていたケース：190件、約203万円

電柱を設置している土地の所有者変更に伴う書面を受領していたにも関わらず、管理システムへの入力処理を怠っていたため、新たに所有者となられた方に電柱敷地料が支払われていなかったもの。

・個別に処理すべき支払い処理を怠っていたケース：16件、約26万円

通常、3ヶ年分を一括してお支払いする電柱敷地料を、例外的に1年毎にお支払いする場合は、当社社員が個別に対応することになっているが、当該業務を怠っていたため、電柱敷地料が支払われていなかったもの。

なお、電柱敷地料のお支払い先が不明となった場合は、当社が、土地の所有者様を調査、特定のうえ、お支払いしていくこととしておりますが、富山支店において、この調査業務についても一部遅延していることが判明いたしました。今後、速やかに業務処理を行い、適正な契約管理に努めてまいります。

電柱敷地料

当社が設置している電柱等（支柱、支線、引込小柱含む）の土地使用料